

座標値申請 Q&A

Q 座標値は何に使えますか？

A 境界点の復元などの測量に使用されます。

Q 座標値申請はどこへ行けばいいですか？

A 本庁舎7階の地籍調査課窓口に来ていただければ、座標値申請はできます。なお、直接窓口にお越しいただくことが困難な場合は、封筒に返信用の切手を同封していただければ、郵送でも対応します。

Q 申請は誰でもできますか？

A 土地所有者若しくは、土地所有者に委任された方が申請できます。

Q 申請時に必要なものは何ですか？

A 申請書、(土地所有者以外が申請する場合は、土地所有者からの委任を受けた委任状)、土地所有者が確認できる書類(登記事項要約書・登記簿謄本等)。また、申請書と委任状は、市役所のホームページ→まち・環境→土地→地籍調査→座標値申請について からダウンロードできます。

Q なぜ土地所有者の委任が必要なのですか？

A 個人の所有する土地の境界については、本市では個人情報の扱いになります。

Q 法人等が所有する土地を申請する場合にも、委任状は必要ですか？

A 申請書に社印、社判がある場合は、委任状は必要ありません。

Q 座標値申請には費用はどのくらいかかりますか？

A 座標値申請に費用は掛かりません。

Q 交付までにはどのくらい時間がかかりますか？

A おおむね10分程度かかります。

Q 甲府市内すべての座標値は申請できますか？

A 甲府市が、地籍調査を行った区域のみ出すことが可能です。法務局が調査した区域や、区画整理事業の対象地域等は、地籍調査課では座標値を交付することはできませんので、あらかじめお問い合わせ下さい。

Q 官有地（道・水等）の座標値をいただけますか？

A 申請書（所有者の承諾は不要）を提出いただければ、座標値を交付することは可能です。

Q 出してもらった座標値は最新のものですか？

A 地籍調査を行った時点のものとなります。調査後に分合筆していた場合には、反映されていないためお出しすることはできません。

Q 測定の精度はどのくらいですか？

A 昭和 55 年から平成 2 年までは平板測量の甲 3、平成 3 年から平成 30 年までは数値測量の甲 2、令和元年からの山間部は数値測量の甲 3、そして、旧中道町は、基準点の情報がなく、平板測量の乙 1 の精度となっています。

Q 紙ではなく、データでもらうことはできますか？

A できません。座標値申請の際には、A3 サイズの紙で交付します。

Q 面積は表示されますか？

A 面積は表示されません。値をもとに計算をしていただくか、登記簿謄本等で面積を確認していただく形になります。